徳島県三好市西祖谷山村一字
四五四番三
四五五番一から四五五番三まで
四五六番一及び四五六番二
四五七番及び四五七番二
四八番及び四八八番二
四八九番
四九〇番一
四九一番一及び四九一番二
四九二番
四九三番一及び四九三番二
四九四番一
四九五番一
四九六番一及び四九六番二
四九八番及び四九九番
五〇〇番一から五〇〇番三まで
五〇一番及び五〇二番
五〇三番一から五〇三番三まで

○中部地方整備局告示第七号

次のように高速自動車国道の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月二十七日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十七日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

路線名　近畿自動車道尾鷲多気線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三重県北牟婁郡紀北町海山区上里字大田賀一〇五〇番六から同町海山区馬瀬字鯨一二一〇番一まで	前	一一・〇〇～八七・一三メートル	〇・五一五キロメートル
	後	二一・五〇～八七・一三メートル	〇・五一五キロメートル

図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○中部地方整備局告示第八号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月二十七日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十七日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
近畿自動車道尾鷲多気線	三重県北牟婁郡紀北町海山区上里字大田賀一〇五〇番六から同町海山区馬瀬字鯨一二一一番四まで（ただし、関係図書に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年一月二十七日

○近畿地方整備局告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十七日

近畿地方整備局長　山田　邦博

一　施行者の名称　京都府

二　都市計画事業の種類及び名称　京都都市計画道路事業二等大路第二類第二十四号御陵山崎線及び二等大路第二類第二十七号神足奥海印寺線

三　事業施行期間　自平成二十八年一月二十七日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　京都府長岡京市神足二丁目地内

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十七日

北海道開発局長　本田　幸一

道路の種類　一般国道

路線名　二百七十五号

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道雨竜郡沼田町旭町二丁目一七九番一から同町旭町三丁目一八二番一まで	前	一四・〇〇～一三・五〇メートル	〇・〇三三キロメートル
	後	一四・〇〇～一三・五〇メートル	〇・〇三三キロメートル

図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十七日

北海道開発局長　本田　幸一

道路の種類　一般国道

路線名　三百三十七号

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道夕張郡長沼町八八三番四地先から同道空知郡南幌町二七二六番二まで	前	A 八・五〇～三七・〇〇メートル	一六・九五六キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C 一三・〇〇～二二三・五〇メートル	一四・六二五キロメートル	
	後	A 八・五〇～三七・〇〇メートル	一六・九五六キロメートル	
		B・C 一三・〇〇～二一三・五〇メートル	一四・六二五キロメートル	

図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十七日

北海道開発局長　本田　幸一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十六号	北海道浦河郡浦河町字上杵臼四五一番一地内	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部
三百三十四号	北海道斜里郡斜里町大字遠音別村字岩宇別国有林網走南部森林管理署一三二林班い小班地内	北海道開発局及び同局網走開発建設部
三百三十六号	北海道様似郡様似町字幌満一一四番一地内	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部
〃	北海道様似郡様似町字幌満一〇九番一地内	〃
〃	北海道様似郡様似町字幌満一〇九番一地内	〃
〃	北海道網走郡美幌町字田中一一番五地内	北海道開発局及び同局網走開発建設部
〃	北海道様似郡様似町字冬島二一四番一地内	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

供用開始の期日　平成二十八年一月二十七日